

ケアプランデータ連携システム
活用促進モデル地域づくり事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

甲府市

1 趣旨

「ケアプランデータ連携システム」を活用して市内の居宅介護支援事業所等と介護サービス事業所の連携強化及び業務効率化を促進することにより、介護職員の負担を軽減し、生産性の向上を図るため、ケアプランデータ連携システムの導入・活用に係る伴走支援のほか、ヒアリング調査や好事例集の作成などの業務を委託するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業

(2) 業務内容

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

(4) 提案上限額

8,470千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

注）この金額は企画提案の規模を示すものですので、提案価格書を作成する際は、当該金額を超えないようにしてください。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加する場合は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 本業務に類似する十分な業績及び能力を有していること。

4 公募スケジュール

内容	期日
告示（公募開始）	令和7年9月1日（月）
質問受付期限	令和7年9月5日（金）午後3時必着
質問に対する回答の公表	令和7年9月9日（火）
参加表明書及び企画提案書等提出期限	令和7年9月17日（水）午後3時必着
プレゼンテーション審査	令和7年9月下旬
審査結果の通知及び公表	令和7年9月下旬
優先交渉権者との協議及び契約締結	令和7年10月上旬

5 公募に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期間

公募の開始日から令和7年9月5日（金）午後3時までとします。

(2) 提出方法

質問書（様式8）に記入のうえ、件名を「公募型プロポーザル質問書」として電子メール（kaigohoken@city.kofu.lg.jp）で提出してください。

(3) 回答方法

令和7年9月9日（火）までに本市ホームページに掲載します。

(4) 留意事項

本実施要領及び仕様書の内容以外の質問には回答しません。

6 参加に係る必要書類の提出

(1) 提出書類

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	様式1 ※代表者印等を押印すること。
2	会社概要等整理表	様式2 ※会社概要など参考となる資料（パンフレット等）の添付を可とする。
3	協力会社に関する調書	様式3
4	業務実績書	様式4 ※本業務を受注した場合、協力業者と業務契約を予定している場合に提出すること。
5	誓約書	様式5 ※様式1と同じ代表者印等を押印すること。

6	納税証明書	法人市民税等の未納がないことを証明する書類 (直近3か月のもの)
7	企画提案書(表紙)	様式6
8	業務内容に係る企画提案書	任意様式
9	価格提案書	様式7 ※提案価格は、消費税及び地方消費税(10%) を含むもの額とする。
10	価格提案内訳書	任意様式
11	業務行程書	任意様式

(2) 提出期限

令和7年9月17日(水) 午後3時必着

(3) 提出方法

電子メール(kaigohoken@city.kofu.lg.jp)で提出してください。

注1) 件名は「公募型プロポーザル参加表明書(会社名)」とし、メール本文に希望するプレゼンテーションの実施方法(7(2)②を参照)を記載してください。

注2) 印が必要な書類は押印後PDF化したものを添付してください。

注3) 送信後に必ず電話で到達を確認してください。

7 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定します。

(1) 審査方法

審査は非公開とします。事業提案書と企画提案者によるプレゼンテーションの結果を評価し、別に定める企画提案競技審査基準表に基づいて採点を行い、評価点が最も高い企画提案者を第1交渉権者、次点を第2交渉権者として選定します。プロポーザル参加者が1者の場合であっても審査を実施し、優先交渉権者を選定するものとします。

また、評価点が同点の者が2者以上であった場合は、提案価格が低い者を上位の優先交渉権者とし、それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定します。

(2) プレゼンテーション

① 開催日時

令和7年9月下旬 ※詳細は別途通知します。

② 開催方法

対面形式または Zoom を用いたオンライン形式のどちらかとします。

なお、対面形式でパソコン等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備しますが、パソコン等は企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は、企画提案者がインターネット環境を用意してください。

③ 出席者

1社につき3名まで（オンライン形式の場合は接続できるパソコンは1台とします。）

④ 企画提案の所要時間（1事業者あたり）

企画提案者プレゼンテーション審査（概ね20分）

質疑応答（概ね20分）

(3) 審査結果

プロポーザル参加者に電子メールで通知します。また、市ホームページにも掲載します。

8 委託事業者の決定

第1交渉権者と市で協議を行い、委託事業者を決定します。ただし、第1交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点の第2交渉権者と協議を行います。

9 契約及び委託料の支払

市と委託事業者との間で業務委託契約を締結します。委託業務完了後、市の検査を経て委託料を支払います。

10 参加事業者の失格事項

プロポーザル参加者が次の事項に該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 選定委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーション等に参加しなかった場合

1.1 プロポーザルの中止・辞退

(1) 中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合があります。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できません。

(2) 辞退

参加表明後に辞退する場合は、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式9）を提出してください。

1.2 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とします。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しません。
- (3) プロポーザルに係るスケジュール変更があった場合は、市ホームページへ随時掲載します。
- (4) 提出された関係書類等の機密保持には十分配慮します。
- (5) 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用しません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとします。
- (7) 採択された企画提案の内容を基本としますが、本市の指示のもと変更等を加える場合があります。

1.3 問い合わせ先

福祉部 福祉支援室 長寿介護課 経営係（担当：吉野、荻原）
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL：055-237-5473
FAX：055-236-0118
メールアドレス：kaigohoken@city.kofu.lg.jp